

一定の要件を
満たす方が対象です



住居確保給付金のしおり

＊就職活動を支えるための
家賃の補助

＊家計の立て直しのための
転居費用の補助



令和8年7月 改訂

泉大津市保険福祉部福祉政策課
泉大津市社会福祉協議会

就職活動を支えるための 家賃の補助

離職、自営業の廃止（以下「離職等」という。）又は個人の責めに帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少（以下「やむを得ない休業等」という。）により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した者（以下「住居喪失者」という。）又は住居を喪失するおそれのある者（以下「住居喪失のおそれのある者」という。）に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。

● 支 給 額：下記の金額を上限として、次の①、②の場合に応じた額を支給します。

世帯人数	支給上限額
単身世帯（１人）	39,000円
複数世帯（２人）	47,000円
〃 （３～５人）	51,000円
〃 （６人）	55,000円
〃 （７人）	61,000円

- ①世帯の収入状況が基準額以下の場合は、家賃額※
②世帯の収入状況が基準額（２ページ④）を超える場合は、次の計算式により算出される金額

【支給額＝家賃額※－（月の世帯収入額－基準額）】

※賃貸借契約書に記載された実際の家賃額（共益費・管理費等は含まれません）

★次のことに注意してください

- ・住宅を喪失している方（これから賃貸住宅をお探しになる方）は、上表記載額の範囲内の家賃の住宅を探していただく必要があります。
- ・住宅を喪失するおそれのある方（賃貸住宅にお住まいの方）は、ご契約中の家賃金額が、上表の記載額を超えている場合、超えた金額は、自己負担となります。

- 支給期間：３か月間（一定の条件により３か月間の延長、再延長が可能です。）
- 支給方法：大家・貸主等の口座へ直接振り込みます。
※クレジットカード等により、賃料を支払う契約になっている場合はご相談ください。

1. 家賃補助を受けるための要件

申請時に以下の①～⑧のすべてに該当する方（イ、ロについてはいずれかに該当）が対象となります。

- ① イ）離職等 又は、ロ）やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失している又は喪失のおそれがあること。
- ② イ）の場合：申請日において、離職等の日から2年以内であること。
ただし、当該期間に、疾病、負傷、育児等により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、最長4年とする。
ロ）の場合：就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。
- ③ イ）の場合：離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。
※離職時には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含まれます。
ロ）の場合：申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の収入基準額以下であること（算定する収入は、収入・資産要件早見表（3ページ）を参照）。

世帯人数	基準額	家賃額 (上限)	収入基準額 ≪基準額+家賃額≫ (上限)
1人	92,000 円	39,000 円	131,000 円
2人	139,000 円	47,000 円	186,000 円
3人	172,000 円	51,000 円	223,000 円
4人	214,000 円	51,000 円	265,000 円
5人	255,000 円	51,000 円	306,000 円
6人	297,000 円	55,000 円	352,000 円
7人	334,000 円	61,000 円	395,000 円

※家賃額は、上限額または実際の家賃額の低い方を適用する。

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産（現金、預貯金、株式等）の合計額が次の表の金額以下であること。

世帯人数	金融資産の上限額
単身世帯	552,000円
2人世帯	834,000円
3人以上の世帯	1,000,000円

- ⑥ 公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。
ただし、上記②ロ）に該当する者であって、自立に向けた活動を行うことが当該者の自立の促進に資すると認められる場合は、申請日の属する月から起算して3月間（最大6月間）に限り、当該取組を行うことをもって、当該求職活動に代えることができる場合がある（9ページの「4.住居確保給付金受給中の求職活動等」参照）。

※住居確保給付金における常用就職とは、期間の定めのない労働契約または期間の定めが6か月以上の労働契約による就職をいいます。

⑦ 自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者同一の世帯に属する者が受けていないこと。

※生活保護、中国残留邦人等支援給付 等。

⑧ 申請者及び申請者同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

【参考】収入・資産要件早見表

【収入要件】

算定対象	算定対象外
<ul style="list-style-type: none">○税引前の稼得収入<ul style="list-style-type: none">・賃金、賞与 ※通勤手当は算定対象外・事業収入（経費を差し引いた控除後の額）・ネットオークションで得た収入（事業として行っている場合に限る） ※事業収入赤字は0円・役員報酬・不動産賃貸収入（経費を差し引いた控除後の額）家賃収入○税引前の収入全般<ul style="list-style-type: none">・失業等給付（国家公務員法退職手当法等の規定による雇用保険の失業等給付に相当する給付を含む）・各種年金・年金生活者支援給付金・特別障害給付金・軍人恩給・仕送り（同居配偶者等以外）・養育費（右記以外）・婚姻費用分担金・慰謝料（継続的なもの）・障害補償費（公害健康被害の補償等に関する法律）・健康保険傷病手当金・ボランティアで得た収入（交通費分は除く。）	<ul style="list-style-type: none">○特定の目的のために支給される手当・給付<ul style="list-style-type: none">・児童扶養手当・公的年金における子の加算額・特別児童扶養手当・特別障害者手当・児童手当・里親に支給される手当等・奨学金（貸与型・給付型は問わない）・児童育成手当（自治体独自の手当）・養育費（裁判所等にて作成された証明書等により客観的に子の養育という「特定の使途・目的のために支給される手当・給付」であることが確認可能である場合）○職業訓練受講給付金○各種保険金の受取 等<ul style="list-style-type: none">・生命保険（配当金含む）・損害保険・学資保険・産科医療補償制度において受け取る補償金 等○一時的な収入<ul style="list-style-type: none">・慰謝料（一括で支払われるもの）・仮払金（裁判所の賃金仮払い仮処分によるもの）・通常短期間支給される手当・給付、休業補償給付、療養補償給付（労災保険）・義援金・配当金・株式等の売却益・退職金・未支給年金・ネットオークションで得た収入（事業として行っていない場合）○雇用継続給付（高齢・育児・介護）○原則22歳以下かつ就学中の子の収入○給与等に含まれる通勤手当

【資産要件】

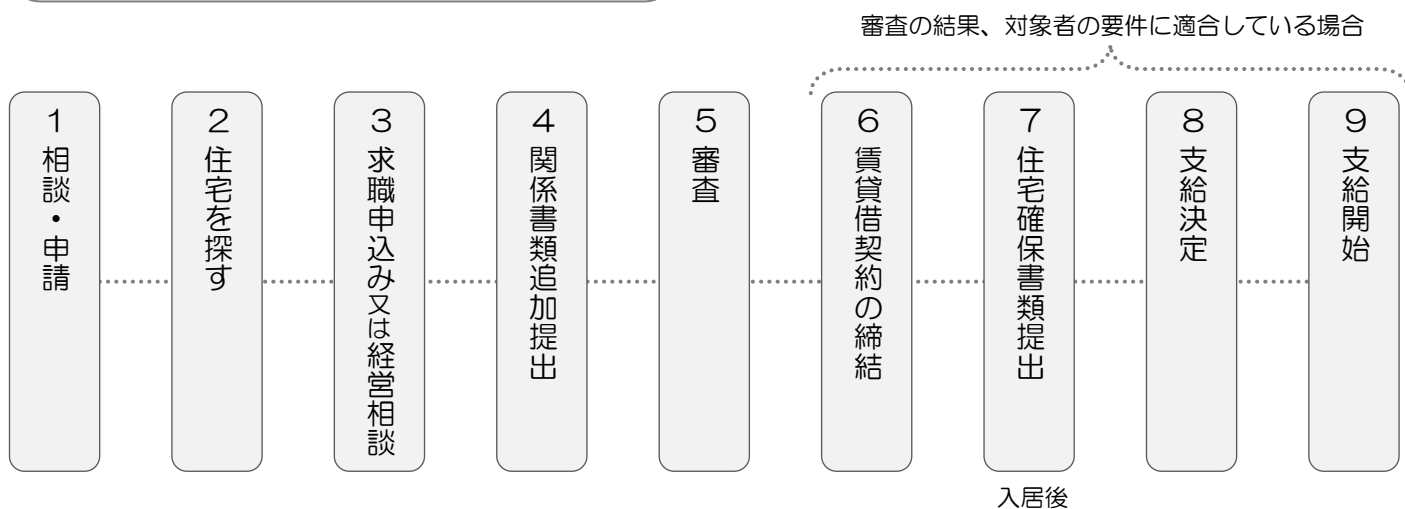
算定対象	算定対象外
<ul style="list-style-type: none">○現金○預貯金、財形貯蓄○債券、国債○株式、出資金○投資信託○暗号資産	<ul style="list-style-type: none">○生命保険<ul style="list-style-type: none">個人年金保険（養老保険）、学資保険○確定拠出年金<ul style="list-style-type: none">個人型iDeCo、企業型DC

2. 家賃補助の手続きに必要なもの

- ※各提出書類の写しについては、確認のため市民生活応援窓口に原本をご提示ください。

3. 家賃補助の申請から決定までの流れ

(1) 住居を喪失している方の場合



1. 相談・申請

◆必要書類を添えて、申請書を市民生活応援窓口に提出します。

- ・申請書等が受理されますと、次の用紙をお渡しします。

「住居確保給付金（家賃補助）支給申請書」の写し

「入居予定住宅に関する状況通知書」

→不動産媒介業者等提示用

2. 入居予定住宅の確保

◆賃貸住宅を探す。

- ・不動産業者等に申請書の写しを提示して、住居確保給付金（家賃補助）支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。
- ・入居可能な住宅を確保した場合には、不動産媒介業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」へ必要事項を記載してもらってください。

※家賃補助の支給上限額以内（1 ページ参照）の家賃（共益費・管理費等は含みません。）の住宅に限りますので、注意してください。

3. 求職申込み又は経営相談

- ・常用就職に向けた求職活動をする方

ハローワークで求職登録して「求職番号」を取得してください。又は、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口へ求職申し込みを行ってください。

- ・自立に向けた活動する方（自営業者のうち、事業再生に向けた活動を行うことを求職活動に代える方）

経営相談先（よろず支援拠点、商工会議所、商工会等）へ相談申し込みを行う。

4. 住居確保給付金（家賃補助）の追加書類の提出

◆上記2で記入してもらった「入居予定住宅に関する状況通知書」を市民生活応援窓口に提出してください。

◆前記3で得た求職番号または、経営相談先名称を申請時確認書裏面へ記載してください。

5. 審査

◆住居確保給付金（家賃補助）の申請に必要な書類がすべて提出された段階で対象者要件に適合しているかの審査を行います。※理由の如何に関わらずご提出いただいた書類は返却できません。

- 受給資格ありと判断された場合

「住居確保給付金（家賃補助）支給対象者証明書」及び「住宅確保報告書」をお渡しします。

- 受給資格なしと判断された場合

「住居確保給付金（家賃補助）不支給通知書」が交付されます。

この場合は、住宅を確保している不動産媒介業者等に住居確保給付金（家賃補助）不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

6. 賃貸借契約の締結

◆「入居予定住宅に関する状況通知書」に記入してもらった不動産媒介業者等に対して、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。

7. 住宅確保書類の提出（入居後）

◆住宅に入居されてから7日以内に、次の書類を市民生活応援窓口へ提出してください。

（入居後すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。）

- 「住宅確保報告書」
- 「賃貸借契約書」
- 新住所における住民票の写し

※提出がない場合、住居確保給付金（家賃補助）は支給されません。

8. 支給決定

◆支給が認められた方には、次の書類をお渡しします。

- 常用就職に向けた求職活動をする方

「住居確保給付金（家賃補助）支給決定通知書」⇒ご本人が保管しておいてください。

「職業相談確認票」

「住居確保給付金（家賃補助）常用就職活動状況報告書」

住居確保給付金受給中における求職活動時に必要です。

「常用就職届」⇒常用就職した際に提出してください。

- 自立に向けた活動する方（自営業者のうち、事業再生に向けた活動を行うことを求職活動に代える方）

「住居確保給付金（家賃補助）支給決定通知書」⇒ご本人が保管しておいてください。

「住居確保給付金（家賃補助）自立に向けた活動計画」

⇒経営相談先に相談のうえ、作成してください。

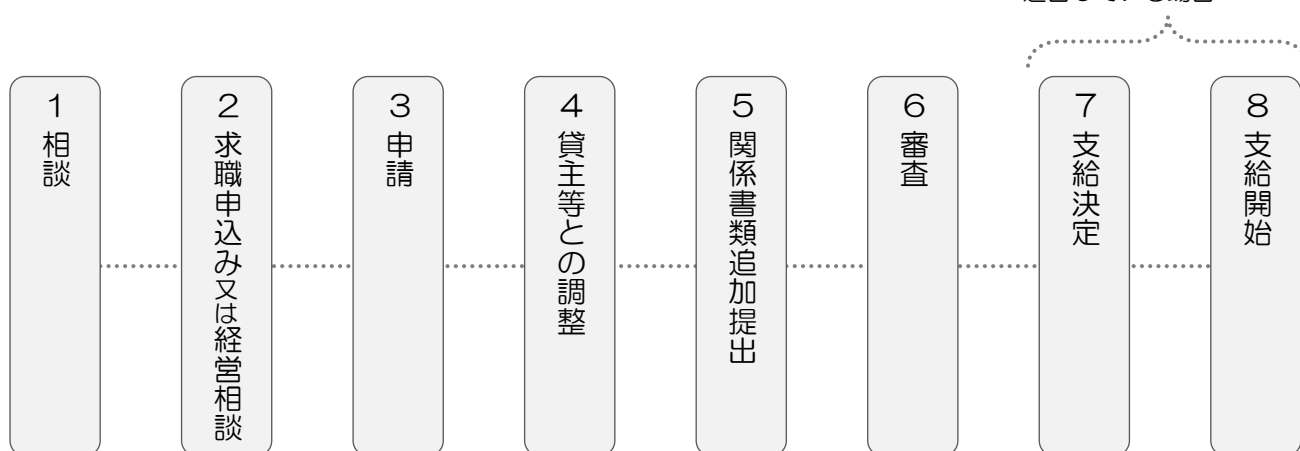
「自立に向けた活動状況報告書」

◆不動産媒介業者等に対して、「住居確保給付金（家賃補助）支給決定通知書」の写しを市民生活応援窓口から送付します。

(2) 住居を喪失するおそれのある方の場合

※住宅を喪失するおそれのある方とは、現在賃貸住宅でお住まいの方で、今後家賃の支払いが困難であると認められる方です。

審査の結果、対象者の要件に適合している場合



1. 相談

◆市民生活応援窓口にて、支給申請に必要な書類を交付します。

2. 求職申込み又は経営相談

- ・常用就職に向けた求職活動をする方

ハローワークで求職登録して「求職番号」を取得してください。又は、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口へ求職申し込みを行ってください。

- ・自立に向けた活動する方（自営業者のうち、事業再生に向けた活動を行うことを求職活動に代える方）
経営相談先（よろず支援拠点、商工会議所、商工会等）へ相談申し込みを行う。

3. 申請

◆必要書類を添えて、申請書を市民生活応援窓口に提出します。

- ・申請が受理されますと、次の用紙をお渡しします。

「申請書」の写し

「入居住宅に関する状況通知書」

→不動産媒介業者等提示用

4. 入居住宅の貸主又は不動産媒介業者等との調整

◆不動産媒介業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」に必要事項を記載してもらってください。

5. 住居確保給付金（家賃補助）の追加書類の提出

◆前記4で記入してもらった「入居住宅に関する状況通知書」を市民生活応援窓口に提出してください。

6. 審査

◆申請に必要な書類がすべて提出された段階で対象者要件に適合しているかの審査を行います。※理由の如何に関わらずご提出いただいた書類は返却できません。

- ・受給資格ありと判断された場合

下記 7. 支給決定により「住居確保給付金（家賃補助）支給決定通知書」等を交付します。

- ・受給資格なしと判断された場合

「住居確保給付金（家賃補助）不支給通知書」が交付されます。

この場合は、不動産媒介業者等に「住居確保給付金（家賃補助）不支給決定通知書」を提示し、住居確保給付金（家賃補助）を受給できない旨を連絡してください。

7. 支給決定

◆支給が認められた方には、次の書類をお渡しします。

- ・常用就職に向けた求職活動をする方

「住居確保給付金（家賃補助）支給決定通知書」⇒ ご本人が保管しておいてください。

「職業相談確認票」

「住居確保給付金（家賃補助）常用就職活動状況報告書」

} 住居確保給付金受給中における
求職活動時に必要です。

「常用就職届」⇒ 常用就職した際に提出してください。

- ・自立に向けた活動する方（自営業者のうち、事業再生に向けた活動を行うことを求職活動に代える方）

「住居確保給付金（家賃補助）支給決定通知書」⇒ ご本人が保管しておいてください。

「住居確保給付金（家賃補助）自立に向けた活動計画」

⇒経営相談先に相談のうえ、作成してください。

「自立に向けた活動状況報告書」

◆不動産媒介業者等に対して、「住居確保給付金（家賃補助）支給決定通知書」の写しを市民生活応援窓口から送付します。

・ ・ ・ memo ・ ・ ・

4. 家賃補助受給中の求職活動等

住居確保給付金（家賃補助）の支給が決定されますと、「ハローワークの利用、市民生活応援窓口の支援員の助言」等により、常用就職に向けた求職活動等を行っていただく必要があります。

具体的には、次のとおりです。受給者の義務ですので、必ず行ってください。

これを怠る場合は、住居確保給付金（家賃補助）の支給を中止します。

1. 常用就職に向けた求職活動をする方

A月4回以上、市民生活応援窓口で面接等の支援を受けること。

面接時には、「職業相談確認票」を持参し、ハローワーク等における職業相談状況を報告していただくとともに、その他の求職活動等の状況を「住居確保給付金（家賃補助）常用就職活動状況報告書」により報告していただきます。

やむを得ない休業等による者は、収入状況の報告を行ってください。（帳簿・通帳等の確認資料のコピーも合わせて提出してください。）

B月2回以上、ハローワーク等で職業相談を受けること。

活動時には、支給決定時にお渡しした「職業相談確認票」をハローワーク等に持参して、記入押印をしてもらってください。

C週1回以上、求人先へ応募を行うか、求人先の面接を受けること。

「住居確保給付金（家賃補助）常用就職活動状況報告書」により報告していただきます。ハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用してください。求人票や求人情報誌の該当部分を報告書とともにご持参ください。

2. 自立に向けた活動をする方（自営業者のうち、事業再生に向けた活動を行うことを求職活動に代える方）

A月4回以上、市民生活応援窓口で面接等の支援を受けること。

「住居確保給付金（家賃補助）自立に向けた活動状況報告書」を提出してください。また収入状況の報告を行ってください。（帳簿・通帳等の確認資料のコピーも合わせて提出してください。）

B月1回以上、経営相談先（よろず支援拠点、商工会議所、商工会等）での経営相談を受けること。

C経営相談先からの助言等をもとに、自立に向けた活動計画を作成し、月に1回以上、計画に基づく取組を行うこと。

上記A、Bの活動内容をもとに「住居確保給付金 自立に向けた活動状況報告書」を作成してください。

※支給期間を再延長した場合は、「1. 常用就職に向けた求職活動をする方」の活動に切り替えていただきます。

5. 家賃補助支給決定後に常用就職した場合

住居確保給付金（家賃補助）の支給決定後、常用就職（期間の定めのない労働契約または期間の定めが6か月以上の労働契約による就職）をされた場合は、「常用就職届」および雇用形態を確認できる書類（採用証明書、雇用契約書等）を市民生活応援窓口へ提出していただく必要があります。

その際には、就労収入額が確認できる書類についても、「常用就職届」を提出した月以降毎月提出していただきます。

常用就職により、住居確保給付金（家賃補助）が支給中止となる収入基準額（2ページ④）を超える就労収入が得られた場合、その収入が得られた月から支給を中止します。

6. 家賃補助の支給額を変更する場合

次の場合に限り、支給額の変更が可能となります。

- ◆住居確保給付金（家賃補助）支給対象住宅の家賃が変更された場合
- ◆申請時に収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に世帯収入が基準額（2ページ④）以下に減少した場合
- ◆受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、市民生活応援窓口の指導により転居が適当である場合

※市民生活応援窓口に申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明できる書類をお持ちのうえ、市民生活応援窓口へお越しください。

7. 家賃補助の支給を中断・再開する場合

次の場合、住居確保給付金（家賃補助）の支給を中断しますので、市民生活応援窓口に申し出てください。

- ◆疾病、負傷、育児等により求職活動を行うことが困難となった場合

中断期間中は、原則として毎月1回、体調及び生活状況について報告をいただきます。

なお、心身の回復後に求職活動を再開する場合は、住居確保給付金の支給再開が可能です。支給再開には手続きが必要となります。

8. 家賃補助を中止する場合

次の場合、住居確保給付金（家賃補助）の支給を中止しますので、市民生活応援窓口に申し出てください。

- ◆住居確保給付金（家賃補助）受給中の求職活動等（9ページ参照）を怠った場合、支給を中止します。
- ◆市民生活応援窓口が策定したプランに従わない場合、支給を中止します。
- ◆受給中に常用就職又は、受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合、その収入が得られた月の支給から中止します。
- ◆受給中に常用就職した後、常用就職及び就労収入の報告を怠った場合は、支給を中止します。

- ◆受給者が住宅を退去した場合（大家等からの要請の場合や市民生活応援窓口の指導による場合を除く）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆禁錮刑以上の刑に処された場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆受給者又は受給者と同じの世帯に属する方が暴力団員と判明した場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆受給者が生活保護費を受給した場合は、社会福祉事務所と調整の上、支給を中止します。
- ◆受給中断の決定日から2年を経過した場合は支給を中止します。
- ◆受給中断期間中に毎月1回の面接等による報告を怠った場合は、支給を中止します。
- ◆受給者の死亡など、支給することができない事情が生じた場合は、支給を中止します。

支給を中止する場合には、「住居確保給付金（家賃補助）支給中止通知書」を交付します。

9. 家賃補助を返還していただく場合

住居確保給付金（家賃補助）を受給中または受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付の全額又は一部について徴収するとともに、以降の住居確保給付金（家賃補助）も中止します。

10. 家賃補助の支給期間を延長する場合

住居確保給付金（家賃補助）受給中の求職活動等（9ページ）を、誠実かつ熱心に行っている場合は3か月ごとに最長9か月まで延長することがあります。

延長申請時には改めて、支給要件（2ページ）審査を受けていただく必要があります（2ページ②イは除く）。

住居確保給付金（家賃補助）の受給期間の延長を希望される場合は、受給期間の最終月に市民生活応援窓口での申請が必要です。

※再延長期間における求職活動等については、すべての申請者において、住居確保給付金（家賃補助）受給中の求職活動等（9ページ）にある「1. 常用就職に向けた求職活動をする方」に記載している活動を行うこととします。

11. 家賃補助の再支給について

◆住居確保給付金（家賃補助）は、原則一人一回の支給です。

ただし、住居確保給付金（家賃補助）の受給終了後に、以下の要件にすべて該当すれば再度支給を受けることができます。

①新たに会社の都合で解雇（受給者の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除きます。※¹）になった場合や、会社が倒産した場合、廃業（本人の責めに帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く）の場合。

又は、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少した場合。

- ②常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加したあとに①に該当する者。
 - ③従前の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過していること。
- ※1 あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

• • • memo • • •

家計の立て直しのための

転居費用の補助

1. 住居確保給付金（転居費用）とは

収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助します。

- ★対象者の例
- 配偶者が亡くなり世帯の収入が減少した方
 - 病気で離職し働いて収入が増やせない方
- ※転居先の家賃が今より多少高くなっても、家計全体が改善すれば対象になる可能性があります（転居先の方が通院先に近くて交通費が安くなるなど）

●対象となる経費

対象となる経費	対象とならない経費
<ul style="list-style-type: none">• 転居先への家財の運搬費用• 転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、住宅保険料家賃債務保証料）• ハウスクリーニング等の原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む）• 鍵交換費用	<ul style="list-style-type: none">• 敷金• 契約時に払う家賃（前家賃）• 家財や設備（風呂窯、エアコン等）の購入費用

●支給額

世帯人数	支給上限額
単身世帯（1人）	117,000円
複数世帯（2人）	141,000円
// （3～5人）	153,000円
// （6人）	165,000円
// （7人）	183,000円

※泉大津市内転居の場合

※支給上限額は転居先の自治体の支給上限額となりますので、他市へ転居される場合は、転居先の支給上限額をご確認ください。

※上記によりがたいときは、別に厚生労働大臣が定める額が上限となります。

●支給方法

原則、不動産仲介業者や引っ越し業者等の指定する口座に直接振り込みます。

2. 転居費用補助を受けるための要件

- I. 家計改善の支援において転居によって家計が改善することが認められた方。
- II. 申請時に以下の①～⑦のすべてに該当する方

- ① 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者もしくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、世帯収入額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居を喪失している又は住居を喪失のおそれがあること。
- ② 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。
- ③ 申請日の属する月において、主たる生計維持者であった。（収入減少時においては、主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時においては主たる生計維持者となっている場合も含む。）
- ④ 申請日の属する月の申請者及び申請者と同一世帯に属する者の収入合計額が、下表の収入基準額以下であること（算定する収入は、収入・資産要件早見表（3ページ）を参照）。

世帯人数	基準額	家賃額 (上限)	収入基準額 《基準額+家賃額》 (上限)
1人	92,000 円	39,000 円	131,000 円
2人	139,000 円	47,000 円	186,000 円
3人	172,000 円	51,000 円	223,000 円
4人	214,000 円	51,000 円	265,000 円
5人	255,000 円	51,000 円	306,000 円
6人	297,000 円	55,000 円	352,000 円
7人	334,000 円	61,000 円	395,000 円

※家賃額は、上限額または実際の家賃額の低い方を適用する。

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産（現金、預貯金、株式等）の合計額が次の表の金額以下であること。

世帯人数	金融資産の上限額
単身世帯	552,000円
2人世帯	834,000円
3人以上の世帯	1,000,000円

- ⑥ 自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

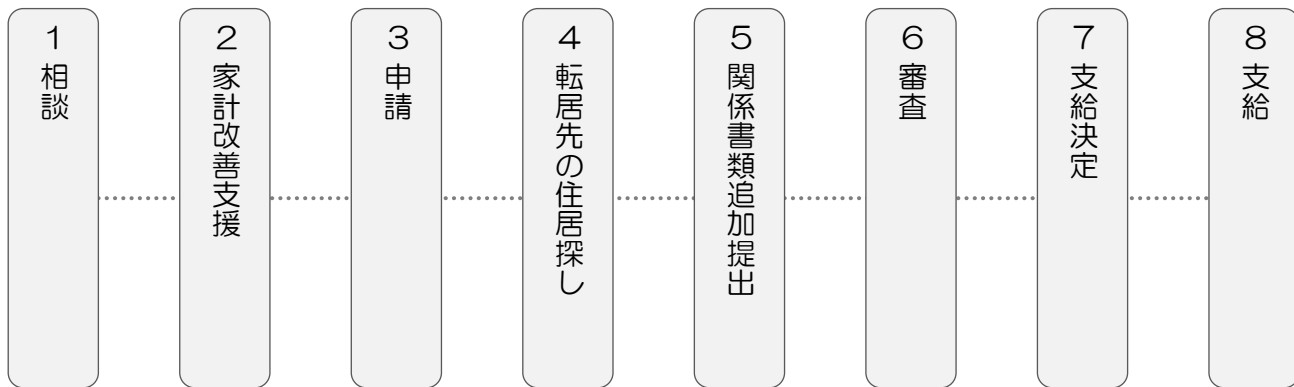
※生活保護、中国残留邦人等支援給付 等。

- ⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

3. 転居費用補助の手続きに必要なもの

- ☐ 住居確保給付金（転居費用補助）支給申請書
- ☐ 住居確保給付金（転居費用補助）申請時確認書
- ☐ 本人確認書類（顔写真のないものは２種類必要です）
 - ☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード（個人番号カード） ☐ パスポート（一般旅券）
 - ☐ 各種福祉手帳 ☐ 資格確認書 ☐ 住民票の写し ☐ 戸籍謄本の写し
 - ☐ その他（ ）
- ☐ 世帯収入額が著しく減少したことが確認できる書類
 - ☐ 給与明細書 ☐ 預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ
 - ☐ 雇用保険受給資格証明書（雇用保険の失業給付等を受けている場合）
 - ☐ 年金を受けている場合は年金支給額がわかる通知書 ☐ その他（ ）
- ☐ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入があるものについて、収入が確認できる書類の写し【収入の変動がある場合は、直近３か月分がわかるもの】。
 - ☐ 給与明細書 ☐ 預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ
 - ☐ 雇用保険受給資格証明書（雇用保険の失業給付等を受けている場合）
 - ☐ 年金を受けている場合は年金支給額がわかる通知書
 - ☐ （自営業・個人事業主）帳簿等の写し※売上と経費、月の所得がわかる書類。※住居確保給付金に係る収支状況表（自営業者用）による提出も可。
- ☐ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等（WEB通帳含む）の写し
株式、債券、暗号資産等をお持ちの方は、金額を確認できる資料の写し
- ☐ 入居予定住宅に関する状況通知書（入居希望の住居が確定した後、不動産仲介業者等に必要事項を記載されたもの）
- ☐ 初期費用の他に、転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）が見込まれる場合は必要に応じて、その額及び内訳が確認できる書類
- ☐ 住居確保給付金要転居証明書（家計改善支援事業実施者から交付）

4. 転居費用補助の申請から決定までの流れ



1. 相談

- ◆市民生活応援窓口にて、支給申請に必要な書類を交付します。

2. 家計改善支援

- ◆家計改善支援を受けて、家計改善のために転居が必要であること及び転居費用の捻出が困難であることを確認し、転居先の目安となる家賃額を示します。

3. 申請

- ◆必要書類を添えて、申請書を市民生活応援窓口に提出します。
 - ・申請書等が受理されますと、下記の用紙をお渡しします。
「住居確保給付金（転居費用補助）支給申請書」の写し
「入居予定住宅に関する状況通知書」

4. 転居先の住宅探し

- ◆賃貸住宅を探す。
 - ・家計改善支援を受けて、示された家賃額をおおよその目安として、不動産業者等に申請書の写しを提示して、住居確保給付金（転居費用補助）支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。
 - ・入居可能な住宅を確保した場合には、不動産媒介業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」へ必要事項（入居予定者、住宅の所在地、家賃、初期費用等）を記載してもらってください。（保留に関する費用は保障されません）
 - ・確保しようとする住宅が、家計改善支援で示された家賃額を超える場合はご相談ください。

5. 関係書類追加提出

- ◆上記4で記入してもらった「入居予定住宅に関する状況通知書」を市民生活応援窓口に出してください。
- ◆初期費用の他に、転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）が見込まれる場合は、必要に応じて、その額及び内訳が確認できる書類を提出してください。

6. 審査

- ◆申請に必要な書類がすべて提出された段階で要件に適合しているかの審査を行います。
※理由の如何に関わらずご提出いただいた書類は返却できません。
- ◆初期費用等の支払い期限や入居予定日、賃貸借契約日等については、自治体における審査や支給に要する期間を考慮して、不動産仲介業者等と調整を行ってください。
- ◆審査では必要に応じて支給申請者の資産および収入の状況について、法律に基づき官公署に必要な文章の閲覧もしくは、資料の提供を求め、または銀行、信託会社、その他の機関もしくは申請者の雇用主であった者に対し報告を求める場合があります。

7. 支給決定

- ◆支給が認められた方には、次の書類をお渡しします。
 - ・「住居確保給付金（転居費用補助）支給決定通知書」
 - ・「住居確保報告書」

生活を応援するための その他の制度

1. 生活福祉資金貸付制度

「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、審査の上、泉大津市社会福祉協議会の「生活福祉資金」を活用することができます。

利用を希望される方は、泉大津市社会福祉協議会へお問い合わせください。

2. 生活保護受給者等就労自立促進事業

就労にあたってのサポートが必要な方には、ハローワークと連携し、就労支援チームにて就職活動を応援します。

・ ・ ・ memo ・ ・ ・

＊お問い合わせ先＊

市民生活応援窓口

（自立相談支援機関）

電話:0725-33-9254

